

# 日鶏協回覧板

平成 27 年 10 月 14 日

一般社団法人 日本養鶏協会

## 台湾向け鶏卵輸出解禁について

かねてから農林水産省は粘り強く台湾当局に対して、食用卵及び卵製品の輸出解禁の交渉を行ってきましたが、そのご努力が実り、両国間の協議が終了し、本邦から台湾向けの鶏卵輸出が解禁となりました。その結果、平成 27 年 10 月 9 日（金曜日）より、動物検疫所において輸出に必要な輸出検疫証明書の発行が開始されることとなりました。

### <主な輸出条件>

- ・日本は高病原性鳥インフルエンザ及びニューカッスル病清浄国であること。
- ・輸出前 90 日間、日本で低病原性鳥インフルエンザが発生していないこと。
- ・施設に関する要件はなし。(香港・シンガポール向けの様な、施設登録がない  
ということで、輸出検疫証明書のみが必要であるということです・)
- ・ただし台湾は 2011 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、日本産食品の輸入を規制しており、現在は 5 県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）を除く 42 都道府県からの輸出が可能です。

### <今回の意義>

今回の解禁で鶏卵輸出が可能な国が 3 か国になりました。台湾は本邦の近隣国として海運などが頻繁であることなどから、香港向け同様の伸びが期待できます。台湾では今年になってから、鳥インフルエンザが頻繁していることから、鶏卵不足の可能性もあることや、日本食の存在価値が台湾では比較的高いことから、「日本のたまご」を売り込む絶好のチャンスと考えられます。

日鶏協を中心として活動している、鶏卵輸出準備分科会としてはより具体的に台湾向け輸出ができる環境を整備していくとともに、会員各位による台湾向け鶏卵輸出が円滑化する様に、バックアップを行っていく所存です。

関連ホームページ（農林水産省）

[台湾向け食用卵及び卵製品の輸出について](http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/151009.html)

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/151009.html>

【日鶏協回覧板】 発行者：一般社団法人 [日本養鶏協会](#)

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 1 6 号馬事畜産会館内（5 階）

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519 発行日 2015 年 10 月 14 日

編集・発行責任者：島田博([fuwatama@jpa.or.jp](mailto:fuwatama@jpa.or.jp))